

河村 忠伸 提出 学位申請論文

『近代神社法制度の基礎的研究』 審査要旨

論文の内容の要旨

本論文「近代神社法制度の基礎的研究」は、明治四年五月十四日太政官布告により神社は「国家ノ宗祀」と位置づけられたことに着目し、この「国家ノ宗祀」という神社の国法上の地位が、近代日本の神社制度や神社行政に如何なる影響を及ぼしたのかについて論じたものであり、序章と終章を含む全十三章から構成されている。

序章「近現代神道史における法制度の重要性」は、本論文の総論ともいうべきもので、国家と神社および神道との関係、即ち「国家神道」を研究対象とする以上、国家が定めた神社関係法令や制度を精緻に研究する必要性があるが、従来の「国家神道」研究では基礎となるべき法制研究が不十分なままで「国家

神道」の全体像が論じられていることを批判している。

第一章「神社行政における「国家の宗祀」」では、近代神社法制度を象徴する用語である「国家ノ宗祀」の法令上の用例が比較検討され、本布告に基づき資格制度・神官職制が設けられたと指摘している。そして同布告の法制史上の意義について、その後の神社制度は神社の物的・人的設備が国家に帰属することを前提として成立しているとし、本布告は近代神社制度そのものの起点と評価されるべきもの論じている。次いで、その後の法令における「国家ノ宗祀」の用法を考察し、同布告の趣旨を象徴する用語として扱われていること、結果として神社法制度全体を説明する用語として「国家ノ宗祀」なる語が神社関係者において認識されるに至った経緯を考察している。

第二章「「国家ノ宗祀」の制度と精神」では、神社行政に携わる行政官が神社が国家に帰属する制度は、国体と神社が一体であるという歴史的事実に起因すると認識しており、その歴史観、国家観、神社観を「国家ノ宗祀」という用語で表現していたと述べ、神社行政関係者における「国家ノ宗祀」理解は、神社

の物的設備と人的設備が国家に帰属する法制度と、その制度の思想的根拠として神社が国体と一体不離であるとする神社観・歴史観という両面が存在したことを明らかにしている。また、この「国家ノ宗祀」理解は内務官僚には共通して見られるものの、昭和四年設置の神社制度調査会では認知度が低く、独自の神道思想に「国家ノ宗祀」を冠する例もあることを指摘し、「国家ノ宗祀」を考察する際には、この語が多義的な用語であることを踏まえるべきと主張している。

第三章「御祭神に関する神社制度―別格官幣社配祀神 殉難戦没之将士を例として―」では、別格官幣社に主祭神の一族郎党を「殉難戦没将士」として合祀する場合の行政措置を考証し、祭神変更に際し、法令に定めのない、上奏裁可の慣例が存在したことを論証している。別格官幣社の祭神は新規に勧請する事例であるため、国家が祭神の可否を決定する権限を有していること、また実際の祭祀については神職に一任していたことなどが述べられている。さらに、近代神社制度においては、国家が公認することで、はじめて「国家ノ宗祀」た

る法制上の「神社」（「公認神社」）となるのであり、神祇を祀りながら国家に帰属しない屋敷神などの祭祀施設は行政上、「神社」として扱われなかったことも触れている。

第四章「神社整理と無格社の法的性質及び実態」では、公認神社でありながら、社格が付与されなかった無格社および公認されていない小規模神社について、次いで第五章「私祭神祠の法的性質」では、国家に帰属しない邸内社などの「私祭神祠」について、それぞれに関連する法令を検討し、その実態を考証している。即ち、第四章では、無格社は公認されて「神社明細帳」に記載されているものの、社格という法的根拠がないため、地租免租という税法上の恩典を受けることがなかったこと、その多くが小規模であり、経済的基盤が確立しておらず、公の祭祀の執行や設備が充分ではなかったため、神社整理にて合併が推進されたことを明らかにしている。

第五章では、一見するところ、小規模神社とその形態を同じくする私祭神祠に触れ、個人信仰の対象である私祭神祠は制度上、神棚同様の扱いであり、明

治九年以降、公認神社と区別すべく公衆参拝ができないように定められた経緯を考証している。この考証結果を踏まえて、私祭神祠を不特定多数で参拝することは厳密には違法であるが、実際には「神社明細帳」に記載されないまま地縁団体で奉斎する非公認神社が数多く存在したこと、神社制度調査会で議論された神社整理では、そうした小規模で非公認の神社に対応すべく、公認神社制度の再構築をも視野に入れた政策が議論されていたことなどを明らかにしている。第六章「邸内社の法的性質―現代の政教問題を論じる上での近代神社行政研究の意義―」では、公認神社と制度上区別された私祭神祠を現行法制度においてどのように評価すべきかに就いて考察している。

第七章「近代神社境内地の形成―上知令・山林・租税・公園―」では広範にわたる境内地制度を概観し、法制研究上の課題を明らかにし、第八章「上知事業における境内外区別」では上知令と地租改正を法令と京都府の事例から検討している。境内外区画は社寺の維持基盤に関わる重大問題であるが、公認神社のみを優先するという法令はなく、実際においても寺院同様の基準で法令が適

用されていたことを明らかにしている。

第九章「近代神社行政における神社境内の公園的性格」および第十章「東京府における太政官公園の成立と近代神社境内の形成」では、神社の公共性の観点から、神社に関連した公園行政が考察されている。神社境内の公益性について大正期に疑義が呈されたことがあったが、神社は神祇を奉斎する尊厳を保つべき土地であり、公園とは異なるというのが、神社行政官衙の一貫した姿勢であったことを明らかにし、これを前提に、「帝国の神祇を祭祀し、公の祭典を執行し、公衆参拝の用に供する」という神社本来の活動そのものに公益性があると内務省が考えていたことを意味すると指摘している。

第十一章「近代神社林制度の変遷」および第十二章「神体山の制度的沿革―「神社林」の神道史上の意義について―」では、「鎮守の森」と称される神社の所有林に関する制度の変遷が考察されている。神社境内における風致は、布告当初から認められたものではなく、神社側の要請を受け、個別案件を解決する過程において風致の重要性や信仰上の特殊性が行政官衙に認められていったと

論じている。また、神体山については、その信仰形態は上代に遡るものの、用語として成立し、制度的にその地位が確立されたのは上知令が契機となっていることを明らかにしている。また、「鎮守の森」の風致保護について、具体的な施業理論を提供する造園学・林学が神社行政に採用された影響にも触れ、境内地に関する制度の変遷から見て、行政の「鎮守の森」に対する扱いは、信仰上の尊厳や風致を重視する方向へと変化していったと指摘している。

終章「近現代神道史研究の課題と展望」では、各章の考証結果を踏まえて、公認神社制度の理想像は明治維新直後に出来上がっていたのではなく、個別行政措置の中で次第に構築されていったものであることは明瞭であると総括し、今後、さらに事例研究を蓄積し、制度を基盤にしつつ思想面へも研究範囲を拡大して、なお一層の研究の発展深化を図りたい旨の決意が語られている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、明治四年五月十四日の太政官布告により「神社ノ儀ハ国家ノ宗祀」と宣言された近代日本の神社を国家の「公認神社」・「营造物法人」として捉え、当該布告が公布されて以降から昭和二十年に至るまでの神社をめぐる多岐にわたる神社制度や神社行政の変遷を論じたものであるが、その考察の手法は極めて特色のあるものとなっている。

その特色とは、従来の近代における神社に関する制度史的研究の多くが特定の時期や個別の法令・政策・行政などを研究対象としていたのに対し、本論文は明治初期に「国家ノ宗祀」として法的に規定された神社を便宜上「物的設備」と「人的設備」とに大別し、前者では「公認神社」・「营造物法人」、後者では「神職」といった法的行政的用語を分析軸にして近代の神社制度・行政の変遷過程を通史的かつ概観的に考察していることである。

今少し具体的に述べるならば、論者は実際に神社行政を管掌した明治初期か

ら昭和期の神祇院に至る神社行政官衙および担当行政官によって「国家ノ宗祀」たる「公認神社」としての要件・基準が存在したことに注目し、①帝国の神祇奉斎、②公の祭典執行、③公衆参拝の用に供する設備、④神社明細帳登録、⑤公法人・営造物法人、などを構成要素とする神社の本質論や神社観を援用しつつ、明治初期以降の神社の「物的設備」としての祭神をはじめ、神社と私祭神祠・邸内社との関係、あるいは公園や神社林などを含む神社境内地をめぐる問題、などについての制度的変遷を法制的行政的に検証し、考察を加えるという手法を用いている。

こうした手法による神社制度史研究はほとんど皆無といってよく、「国家ノ宗祀」という用語が、近代日本を貫徹する神社に関する根本的な法令であり、なおかつ一般的用語でもあったことに着目して、本論文に通底するキーワードとして立論している点は大いに評価できる。以下、そう評価する理由を主要な論考を挙げて簡単に述べることにする。

冒頭でも触れたように、本論文は、近代日本国家と神社との国家的公的關係を

太政官布告という全国民を対象とする法令で明文化・宣言した「国家ノ宗祀」という用語の有する歴史的意義とその制度的行政的具現化、あるいは個々の神社観にもとづく思想的観念的な立場からの解釈の変遷を論じている。とりわけ、第一章「神社行政における「国家ノ宗祀」および第二章「国家ノ宗祀」の制度と精神」は本論文における中核的位置を占めるものであり、数多ある「国家神道」関連研究でもほとんど取り上げられてこなかった「国家ノ宗祀」としての神社の本質をめぐる行政の変遷の実態を本格的に考察した論考として高く評価できる。

第一章では、「国家ノ宗祀」の語を神社に関する行政を担当する内務官僚がどのように解釈していたのか、そしてその用語が使用された法令を紹介することによって、論者は「国家ノ宗祀」という用語が必ずしも明確な意味内容を有して神社行政に反映されていたわけではないことを明らかにしている。また、当該布告と密接な関係を有する社格制度・神官職制に関する太政官布告が同時に出版されていることを踏まえて、その後の神社制度は神社の物的・人的設備が国家に帰属することを前提として成立しているのであり、当該布告は近代神社制

度の起点と位置づけられると指摘しているが、当該布告の歴史的効力の観点からも重要な指摘といえよう。

続く第二章では、「国家ノ宗祀」たる近代の神社は、近世以前の神社とはその性質や様相を異にしているとするとする社会学的な視点からの櫻井治男や米地實らの近代神社研究を踏まえて、「国家ノ宗祀」とされた近代の神社を国家公認の「公認神社・営造物法人」として捉え、神社の本質とは何かをめぐって、①行政官の神社・祭神論、②神社制度調査会の神社論、③非宗教としての神社論、④神職の神社論、⑤神社の景観・設備に関する論、などについて簡潔に紹介・解説している。独立した論として読んでも、「国家ノ宗祀」という用語には多義的な意味合いをもって使用されていた歴史的事実が存在することが容易に理解され、今後の近代神道史研究、「国家神道」研究の糸口となる論考といえよう。また本章は、いわば各論ともいえるべき第三章以下の各章に繋がる論考ともなっている。

その各論のなかでも特に注目すべき論考が第三章「御祭神に関する神社制度」である。この論考は、前記第二章の①に関連する明治期の別格官幣社の祭神に

ついでの研究であるが、従来の別格官幣社の列格やその祭神をめぐる研究には見られない本論文ならではの研究となっている。本論考では、明治期から昭和にかけての神祇担当行政官が、どのように「国家ノ宗祀」としての「公認神社」の祭神を「帝国の神祇」と認識していたのかに焦点を当てた緻密な考証がなされているが、その考証過程において祭神公認の背景には地域住民の信仰が強固に存在したことや、さらには官社の祭神決定・公認には「勅裁」を仰ぐ必要が慣例として存在したことなどが明らかにされている。本論考は「国家神道」と民衆との関係、あるいは「国家ノ宗祀」として創建された別格官幣社の「祭神」合祀・配祀をめぐる問題にも大きな示唆を与えるものであり、「国家神道」研究に資する重要な基礎的研究といえよう。

以上、本論文の主題を貫くキーワードである「国家ノ宗祀」という用語に係る考察を本格的に行った第一章および第二章、さらには「国家ノ宗祀」としての「公認神社」の要件について「祭神」の観点から考察した第三章における評価すべき点の一端を紹介してきたが、他方、少なからぬ課題や問題点があるこ

とも事実である。それを一つだけ挙げておこならば、当該布告と「世襲神官・社家」の廃止との関係についての考察が不足しているということである。だが、ここでは論者にとっての今後の重要な研究課題であることだけを指摘しておくにとどめる。

この他にも、本論文には近代の神社制度の法制的研究に資する論考が含まれているが、ことに神社行政を遂行する上で難問とされた「公認神社」と「非公認神社」をめぐる問題を扱った第四章「神社整理と無格社の法的性質及び実態」、第五章「私祭神祠の法的性質」、第六章「邸内社の法的性質」は、近代の神社行政が「国家ノ宗祀」に淵源する神社法令の範囲のみでは遂行できなかつた実態について、米地實、森岡清美、櫻井治男をはじめ近年の藤本頼生、畔上直樹などの先行研究を踏まえつつ論じており、現在の当該研究の水準を窺う上でも有意義である。とりわけ、これまでの研究成果から導かれて説かれている当時の国民の信仰感情における神社観と公認神社制度には乖離が生じていたのであり、神社整理に対する南方熊楠などの反対運動も行政と一般の神社観の相違を踏ま

えて評価すべき旨の指摘は傾聴に値するものと評価できよう。

また本論文では、神社にとって最大の財産であり、神社行政の一方の基幹ともいえる境内地と公園や神社林・神体山などに関する制度・行政についても論究されている。いずれの論考も「国家ノ宗祀」たる「営造物法人」としての「物的設備」の視点から考察が加えられており、近年盛んになっている近代と神社との関係をめぐる研究にも寄与するものと思慮する。

これまで本論文で評価すべき点を幾つか挙げてきたが、無論、残された課題や問題とすべき点は少なからずある。その最も大きな問題点は、「物的施設」と並んで「公認神社」を構成する要素である「人的設備」（神職・氏子崇敬者）に関する考察があまりなされていないことである。しかし、このことは論者自身も今後の課題として終章でも自覚しているところであり、今後も地道な「国家ノ宗祀」をめぐる基礎的な研究を遂行することを期待したい。

以上の審査結果によって、本論文の提出者河村忠伸は博士（神道学）の学位を授与せられる資格があるものと認める。

平成三十年十月二十三日

主查	副查	副查	副查
國學院大學教授	國學院大學教授	國學院大學教授	國學院大學准教授
阪本是丸	武田秀章	齊藤智朗	藤本賴生
印	印	印	印

河村 忠伸 学力確認の結果の要旨

左記四名が各専門分野からそれぞれ学力確認の試験を行った結果、本大学院の博士課程において所定の単位を修得した者と同等以上の学力を有することを確認した。

平成三十年十月二十三日

学力確認担当者

主査	國學院大學教授	阪本是丸	印
副査	國學院大學教授	武田秀章	印
副査	國學院大學教授	齊藤智朗	印
副査	國學院大學准教授	藤本頼生	印